

発湯監第30号
平成30年1月30日

湯梨浜町長 宮脇正道様

湯梨浜町議会議長 入江 誠様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 光井哲治

平成29年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成29年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の対象

- (1) 平成29年度入札執行事業の実施状況について
- (2) 町税等滞納整理対策本部会議の検討状況について
- (3) 水明荘の今後のあり方検討について

II 監査の実施日、場所

平成29年12月20日(水) 監査委員室、水明荘

III 実施した監査手続き

監査の対象となった各項目について、所要の資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果並びに所見

1 平成29年度入札執行事業の実施状況について

・平成29年11月末現在の入札執行事業（50万円以上）の実施件数は、計246件。年度中途でもあり進捗が著しく心配されるような案件は特に認められなかった。今後、年度内適正完了に向けて注意を払っていただきたい。

・全入札執行件数246件のうち、請負率100%の案件が38件となっているが、この内訳は随意契約によるもの：35件、指名競争入札によるもの：3件である。

その他、随意契約によるものの請負率が総じて高い傾向が認められる。これらについては、1件の金額が少額、かつ、また随意契約といつても最低3者以上の相見積りを徴しているとはいえ、特に委託契約に係るものなどは、業者側から見れば、予算計上の際に参考資料として見積価格を提出していること。予算書の詳細を見ればどの程度の金額が計上されているのか類推できること。等から考えれば、結果的に相手方の言い値での契約締結につながっているのではないか、とも思うところである。

あらためて、随意契約案件に係る予定価格の設定等を再点検の上、契約者双方の緊張関係を高める方策について検討の余地があると思うところである。

2 町税等滞納整理対策本部会議の検討状況について

・平成29年11月末現在で、2回の会議（7月・11月）が開催されている。会議は、（1）債権科目ごとに近年の滞納繰越分に係る回収状況を数量化した資料を基に担当課の取組状況を点検する概略的な検討と、（2）特に各課が徴収困難事案として位置付ける長期滞納等事案に係る個別取組み状況について、意見交換・検討を区分して議論を進めているが、これらの議論の内容を見てみると、以前よりは相当中身の濃いものとなっており、関係課の共通認識並びに今後の取組意識に一定の効果を与えているとの印象を受ける。

・このような議論・検討の中から、（1）の概略的検討については、介護保険料と後期高齢者医療保険料の納入初年度における滞納事案増加の問題が浮かび上がってきた。これは、両保険料とも納入初年度（介護保険料は65歳到達時点、後期高齢者医療保険料は75歳到達時点）は、制度上、公的年金からの特別徴収ができず普通徴収に頼らざるを得ないため、町税等滞納者を中心にこれらの者が納入初年度に併せて保険料の滞納となる

ケースが増加するという構造的課題である。これらについては、滞納整理対策本部内の共通課題として関係課が連携を取りながら、早めに合同で対処していくことが重要と考えるところである。

・また、(2)の徴収困難事案の検討については、個別案件ごとに現在の取組状況・課題等を議論・検討しているようである。これによると引き続き各課で鋭意徴収・勧奨努力を続けていくというものが多い印象を受ける。これらの努力を否定するものではないが、これら長期徴収困難事案に至っている事情及び現状を見れば、資産はありながら当初から全く納入意志の認められない悪質なケースから、資力もなく高齢で今後も具体的な収入源が見込まれないもの、住所不明で連絡が取れないもの、連帯保証人に納入要請をするも理解が得られないもの等、ケースごとに様々な課題が存在していることが解る。

ここは、滞納整理対策本部として更に踏み込んで、例えば関係課ごとに最も頭を悩ませている事案を1件ずつ提出してもらい、それぞれ滞納者の資力の現状、これまでの納入指導・督促等の履歴、現在の課題などを整理の上、訴訟提起、権利放棄、あるいは引き続き分割納付の指導を継続していくのか、町としての最終の方針を決定の上、期限を切って弁護士との協議等、所要の事務処理を進めていくことを確認しながら、今後の議論を進めていくことが、実質的かつ有意義な検討につながるのではないか、と思うところである。

3 水明荘の今後のあり方検討について

(1) 水明荘の経営状況は、相変わらず縮減傾向が続いている。平成29年4月～11月の営業収益は対前年同期比98.2%、営業損益は同80.7%、経常損益は同73.4%と、対前年同期比で1割以上の減少となっている。平成28年度は中部地震の発生によりキャンセルが相次いだものの、県観光補助金等の創設があり、その後は盛り返したが、今年度はより一層厳しい経営環境にあると云えよう。

(税込、単位：千円)

	営業収益	売上総利益	一般管理費	営業損益	経常損益
H28. 4～11	199,425	150,988	119,753	31,235	22,508
H29. 4～11	195,834	146,631	121,428	25,203	16,532

内容的に見てみると、洋室（シングル10室、ツイン6室、和洋室1室）の稼働率は平日でも50%程度の利用がありますが、和室（20室…各室定員5名）の利用は、土・日・祝日に集中しており稼働率が悪す

ぎる。また、仮事利用は安定的に推移しているものの、宿泊客の入浴と地元日帰入浴がバッティングすることが宿泊客の不評につながっているとの課題もある。

(2) このような中で、10月中旬、現場経営の一翼を担う事務長が退任された。やむを得ない事情によるものであるが、折しもこの時期は次年度の予算要求資料の作成、各種諸会議の開催等行政業務遂行上でも多忙な時期であり、支配人をはじめとする現場経営スタッフも営業等現場業務に専念できる環境ではなかったようである。

そもそも、水明荘は民間の経営ノウハウを導入して弾力的な経営をめざすとして、数年前から民間経験者を幹部に採用し、経営刷新に取り組んでいるが（仮に事務長が欠員状態にならなかつたとしても）、行政業務経験の乏しい、少ないスタッフと民間経験しかない支配人及び事務長にとって様々な行政業務への対応は大きな負担となるものである。幸い12月中旬には後任の事務長の就任が実現したが、この機会にこれら行政業務の処理にあたっては、もっと役場本体が肩代わりすることにより、当初目的の民間ノウハウによる水明荘の経営革新に専念できる環境づくりを検討すべきである。

(3) さらに、これまで再三にわたり水明荘の今後のあり方について抜本的な検討を早めるべきであることを指摘してきたところであるが、執行部内で未だ具体的な検討作業が進められているとは認められない。

担当課においても、何をどのような視点からどのような資料を作成すれば良いか全く解明できない状態のようである。

これまで指摘してきたように水明荘の今後の大きな方向性は、①町財源の多額の出費を覚悟の上でも、これまでの町直営の経営形態を維持し、観光動向に見合った営業形態を継続しつつ、東郷地域のランドマーク施設として地域活力のシンボルを目指す。②町設置施設としての性格は維持するが、指定管理制度を導入し、これまでと違う本格的な民間経営ノウハウを活かした経営形態とする。③町施設としての経営を断念し民間に売却する。以上の3方向に分類できる。

一方で、このような大きな課題については、職員（担当課）任せにしていては、決して具体的な作業に進まないことも容易に想定できる。

ここは、まず町トップが検討の方向性を示し、具体的な分析資料の作成を指示して目に見える形での検討に着手することが肝要である。